

かまぐらの

環境

令和3年度(2021年度)

鎌倉市環境調査データ集

鎌倉市

【目 次】

第1章 公害関係法令手続き状況	
(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例委譲事務実施状況	1
(2) 騒音規制法事務処理実施状況	2
(3) 振動規制法事務処理実施状況	2
(4) 騒音規制法特定施設設置状況	3
(5) 振動規制法特定施設設置状況	3
(6) 大気汚染防止法特定施設設置状況	3
(7) 水質汚濁防止法特定施設設置状況	4
(8) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置状況	5
(9) 公害防止管理者等の選任届出状況	5
第2章 公害苦情と処理状況	
(1) 苦情処理状況	6
(2) 苦情発生状況	7
第3章 公害の現況と対策	
Ⅰ 大気	
(1) 環境基準	9
(2) 悪臭防止法における規制基準	10
(3) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における悪臭に関する規制基準	10
(4) 汚染物質測定状況	11
(5) 光化学スモッグの発生状況	16
(6) 自動車排出ガス等環境調査	17
(7) 二酸化窒素濃度調査	19
(8) 酸性雨調査	21
Ⅱ 水質	
(1) 環境基準	22
(2) 河川水質調査	26
(3) 神奈川県による水質測定結果	35
Ⅲ 化学物質	
(1) 環境基準	36
(2) 一般環境におけるダイオキシン類等の測定結果	37
Ⅳ 騒音・振動	
(1) 騒音に係る環境基準	39
(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度	40
(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準	41
(4) 自動車騒音常時監視調査	42
(5) 環境騒音調査	48
Ⅴ 地盤沈下	
(1) 地盤沈下調査	52

第1章 公害関係法令手続き状況

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、騒音規制法、振動規制法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、工場・事業場の届出等に関する事務を行っています。各届出等の状況は、次のとおりです。

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例委譲事務実施状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正（令和2年（2020年）10月1日）により、環境管理事業所等に関する手続きの内容が一部変更になっています。

ア 指定事業所等に関する申請・届出・報告の経理事務

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
指定事業所数		113	113	114	112	111
指定事業所に係る 申請・届出・報告の状況	設置許可申請	0	1	1	1	0
	指定施設設置工事完了届	0	1	1	1	0
	変更許可申請	1	1	2	1	3
	変更完了届	0	1	3	1	2
	変更計画中止届	0	0	0	0	0
	変更届	10	8	9	9	8
	地位承継届	0	0	0	0	1
	廃止等届	0	1	0	1	1
	休止等届	0	0	0	0	0
	現況届	0	0	0	0	0
	化学物質管理状況報告書	0	16	9	0	11
環境管理事業所等 に係る 申請・届出の状況	環境管理事業所認定申請	0	4	0	0	1
	優良環境管理事業所認定申請 *1	0	2	1	0	3
	環境管理事業所 (優良環境管理事業所 *2) に係る変更届	0(5)	1(2)	0(2)	0(1)	1(2)
地下水採取に係る 報告	地下水採取量測定結果報告書	10	10	10	10	11
周辺環境配慮事業 に係る 計画・報告・届出	周辺環境配慮計画	0	0	0	0	0
	周辺環境配慮報告	0	0	0	0	0
	変更（廃止）届	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※指定事業所数は、神奈川県提供データ

* 1 令和2年（2020年）9月30日までは環境配慮推進事業所登録申請。

* 2 令和2年（2020年）9月30日までは、環境配慮推進事業所。

イ 大型小売店舗における夜間小売業に係る届出の受理事務

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
開始届	0	0	0	0	0
計画変更届	0	0	0	0	0
変更届	0	0	0	0	0
廃止等届	0	0	0	0	0
地位承継届	0	0	0	0	0

ウ 事故時等の措置等に関する報告の受理事務

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事故時等応急措置等完了報告書	0	0	0	0	0

(2) 騒音規制法事務処理実施状況

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特定施設	設置届	3	0	5	2	0
	使用届	0	0	0	0	0
	数変更届	1	0	0	0	1
	防止の方法変更届	0	0	0	0	0
	氏名等変更届	9	5	3	8	9
	使用全廃届	0	0	1	1	0
	承継届	0	0	0	0	1
	計	13	5	9	11	11
特定建設作業	くい打ち機等を使用する作業	1	0	4	1	4
	びょう打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	126	110	109	122	142
	空気圧縮機を使用する作業	3	3	3	6	5
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	1
	バックホウを使用する作業	4	0	2	4	1
	トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	1	0
	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
	計	134	113	118	134	153

(3) 振動規制法事務処理実施状況

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特定施設	設置届	1	0	0	1	0
	使用届	0	0	0	0	0
	数及び使用の方法変更届	0	1	1	0	2
	防止の方法変更届	0	0	0	0	0
	氏名等変更届	6	3	1	5	4
	使用全廃届	0	0	0	1	0
	承継届	0	0	0	0	0
	計	7	4	2	7	6
特定建設作業	くい打ち機等を使用する作業	2	2	6	4	4
	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破碎機を使用する作業	4	3	5	6	0
	プレーカーを使用する作業	52	34	45	66	58
	計	58	39	56	76	62

(4) 騒音規制法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
(1) 金属加工機械	113	113	114	114	114
(2) 空気圧縮機及び送風機	493	493	498	499	508
(5) 建設用資材製造機械	8	8	8	8	8
(7) 木材加工機械	34	34	34	34	34
(9) 印刷機械	3	3	3	3	3
(10) 合成樹脂用射出成形機	25	25	25	29	29
(11) 鋳造型機	1	1	1	1	1
特定施設総数	677	677	683	688	697
特定工場等総数	130	130	134	135	135

※特定施設数について、平成25年度に台帳整理を行った。

(5) 振動規制法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
(1) 金属加工機械	77	77	77	77	76
(2) 圧縮機	169	167	167	167	167
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	6	6	6	6	6
(7) 印刷機械	3	3	3	3	3
(9) 合成樹脂用射出成形機	26	26	26	28	29
(10) 鋳造型機	1	1	1	1	1
特定施設総数	282	280	280	282	282
特定工場等総数	80	80	80	80	80

※特定施設数について、平成25年度に台帳整理を行った。

(6) 大気汚染防止法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
(1) ボイラー	44	45	46	45	47
(5) 金属溶解炉	2	2	2	2	2
(13) 廃棄物焼却炉	3	3	3	3	3
(29) ガスタービン	6	5	5	5	4
(30) ディーゼル機関	28	28	31	32	34
(31) ガス機関	2	2	2	2	2
特定施設総数	85	85	89	89	92
工場・事業場総数	39	39	41	41	42

※設置状況の提供は神奈川県

(7) 水質汚濁防止法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	元年度		2年度		3年度	
	工場数	50m ³ 以上	工場数	50m ³ 以上	工場数	50m ³ 以上
2 畜産食料品製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽					2	0
10 飲料製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
16 めん類製造業の用に供する湯煮施設	11	0	11	0	11	0
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	22	0	22	0	22	0
23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0	2	0	2	0
27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設			1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	2	0	2	0	2	0
63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	2 (1)	0	4 (3)	1 (1)	4 (3)	1 (1)
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	3 (1)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	4 (2)	1 (1)
66 電気めっき施設	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
66の3 旅館業の用に供する施設	73	0	62	0	62	0
66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積360m ² 未満の事業場を除く）の用に供するちゅう房施設	2	1	3	0	3	0
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積420m ² 未満の事業場を除く）	7	1	6	0	5	1
67 洗たく業の用に供する洗浄施設	63 (7)	0	63 (7)	0	63 (7)	0
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3 (2)	0	3 (2)	0	3 (2)	0
68の2 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	1	0	1	0	1	0
71 自動式車両洗浄施設	36	0	36	0	32	0
71の2 科学技術に関する研究等を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	6 (5)	0	7 (4)	0	7 (4)	0
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	1	0	1	0
72 し尿処理施設（処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く）	1	0	1	0	0	0
73 下水道終末処理施設	2	2	2	2	2	2
74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設			1 (1)	0	1 (1)	0
計	242 (17)	5 (1)	237 (21)	5 (3)	233 (21)	6 (3)

50m³以上：日排水量50m³以上の工場

（ ）内は有害物質使用工場数

※設置状況の提供は神奈川県

8に関しては、令和3年度に新たに設置届が提出されたことから新たに追加した。

(8) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置状況

施行令別表第1による区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
(5) 廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
計	3	3	3	3	3

施行令別表第2による区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
(15) 廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
(18) 下水道終末処理施設	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
計	2	2	2	2	2

() 内は事業所数

※設置状況の提供は神奈川県

(9) 公害防止管理者等の選任届出状況（騒音・振動関係）
（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

ア 特定工場数・公害防止管理者等の選任状況（令和4年3月31日現在）

業種	特定工場数	公害防止管理者数 （同代理者数） 騒音・振動関係
金属製品製造業	1	1(1)
電気機械器具製造業	0	0(0)
計	1	1(1)

イ 公害防止管理者等の届出状況

選任・解任届出	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
公害防止統括者（同代理者）	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
騒音・振動関係公害防止管理者（同代理者）	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)

第2章 公害苦情と処理状況

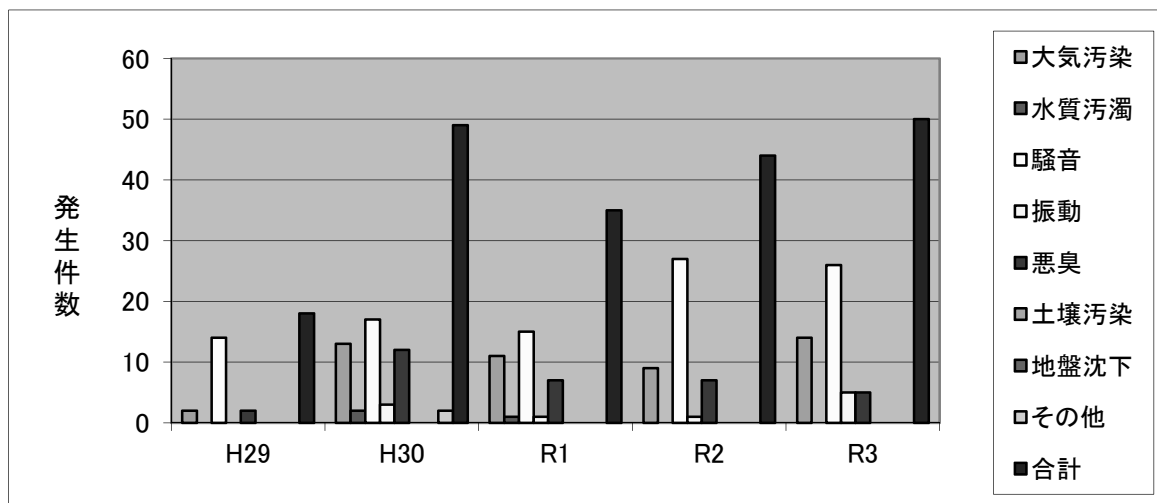
本市の公害苦情相談は、事業活動によるものから住民の日常生活によるものまで多岐に渡っています。その内容は、事業所が設置する機器による騒音、解体・建築工事に伴う騒音、振動、粉じん、飲食店から発生する音響機器の騒音、たき火等で発生する煙や臭気（個人宅も含む）などです。

令和3年度(2021年度)はコロナ禍ということもあり、在宅勤務など自宅で過ごす時間が増え、工事に伴う騒音・振動や、野焼きに関する煙・臭気の相談件数が多くなりました。

令和3年度(2021年度)の苦情発生件数は50件でした。苦情を種類別にみると、騒音関係が26件、大気関係が14件、悪臭関係が5件、振動関係が5件となっています。

主な発生源は、建築・土木工事が22件、飲食店が7件、家庭生活を含むその他が16件となっています。

苦情発生件数の推移



(1) 苦情処理状況（各年度別）

年 度		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計	処理率%
29年度	発生件数	2	0	14	0	2	0	0	0	18	83.3
	処理件数	2	0	12	0	1	0	0	0	15	
30年度	発生件数	13	2	17	3	12	0	0	2	49	79.6
	処理件数	11	2	15	3	6	0	0	2	39	
令和元年度	発生件数	11	1	15	1	7	0	0	0	35	57.1
	処理件数	9	0	5	1	5	0	0	0	20	
令和2年度	発生件数	9	0	27	1	7	0	0	0	44	72.7
	処理件数	6	0	20	1	5	0	0	0	32	
令和3年度	発生件数	14	0	26	5	5	0	0	0	50	90.0
	処理件数	14	0	21	5	5	0	0	0	45	
3年度以前繰越分	繰越件数	3	0	10	0	3	0	0	0	16	75.0
	処理件数	3	0	7	0	2	0	0	0	12	

(2) 苦情発生状況

ア 令和3年度(2021年度)月別

月	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
4月	3		3	1					7
5月			1						1
6月			7		2				9
7月	2		3	2	1				8
8月	2		3						5
9月	1		2						3
10月	1		1	1					3
11月	2				1				3
12月			1						1
1月	2		1		1				4
2月			1						1
3月	1		3	1					5
合計	14	0	26	5	5	0	0	0	50

イ 令和3年度(2021年度)用途地域別

地域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
第一種低層住居専用地域	7		9	1					17
第一種中高層住居専用地域	2		4	1	1				8
第二種中高層住居専用地域									0
第一種住居地域	2		1	2	1				6
第二種住居地域			3						3
準住居地域									0
近隣商業地域			3		1				4
商業地域			1						1
準工業地域				1					1
工業地域			3		1				4
工業専用地域									0
その他の地域・不明	3		2		1				6
合計	14	0	26	5	5	0	0	0	50

ウ 令和3年度(2021年度)発生源別

発生源		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	合計
製造事業場	食料品									0
	繊維・衣服・その他の繊維製品									0
	木材・木製品・家具									0
	パルプ・紙製品									0
	化学工業・石油・石炭製品					1				1
	窯業・土石製品									0
	鉄鋼・非金属・金属製品									0
	機械器具									0
	その他									0
修理工場										0
建築・土木工事（建設業）		1		16	5					22
交通機関	自動車									0
	鉄道									0
	その他									0
牧畜・養豚・養鶏場										0
下水清掃業										0
娯楽・遊興・スポーツ施設										0
卸売・小売業、再生資源卸売業										0
飲食店（うち「音響機器」騒音）				6(0)		1				7
洗濯・理容・浴場業										0
廃品回収業										0
医療業										0
農業・園芸サービス業		3								3
漁業										0
その他（家庭生活を含む）		10		4		2				16
不明						1				1
合 計		14	0	26	5	5	0	0	0	50

第3章 公害の現況と対策 I 大気

(1) 環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	達成期間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること	溶液導電率法または紫外線蛍光法	維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法	(1)1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする (2)1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	維持され又は早期達成に努めるものとする

備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してはいけない地域または場所については、適用しない。

(2) 悪臭防止法における規制基準

悪臭防止法第3条の規定に基づき、市は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、法第4条第2項の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成24年(2012年)4月1日から施行しました。

ア 規制地域

鎌倉市全域のうち、都市計画法(昭和43年(1968年)法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域に指定された区域(農業振興地域の整備に関する法第6条第1項の規定により農業振興地域に指定された区域を除く。)

- 1種地域(住居系地域)
規制地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 2種地域(商業系地域工業系地域及びその他の地域)
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及びその他の地域

イ 規制基準

(ア) 法第4条第2項第1号に規定する規制基準(敷地境界線上)

- 1種地域 臭気指数10
- 2種地域 臭気指数15

(イ) 法第4条第2項第2号に規定する規制基準(気体排出口)

(ア)に定める規制基準をもとに、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。排出口の実高さにより算出方法が異なる。

- 「15m以上の施設」は、規則第6条の2第1項第1号で算出(臭気排出強度)
- 「15m未満の施設」は、規則第6条の2第1項第2号で算出(臭気指数)

(ウ) 法第4条第2項第3号に規定する規制基準(排水)

(ア)に定める規制基準をもとに、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数。

- 1種地域 臭気指数26
- 2種地域 臭気指数31

(3) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における悪臭に関する規制基準

神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づき、悪臭の防止に関する規制基準を定めています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 [別表第8]

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
- 2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- 3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

(4) 汚染物質測定状況

神奈川県では大気測定局として、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局をそれぞれ一局ずつ鎌倉市内に設置し、大気の汚染状況を常時監視しています。

一般環境大気測定局………住宅地での汚染物質の測定(市庁舎屋上に設置)

自動車排出ガス測定局………幹線道路沿道での汚染物質の測定(鎌倉市岡本に設置)

ア 汚染物質経年変化(年間平均値、1時間値の平均値を記載)

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
市庁舎屋上	二酸化硫黄(ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	(日平均値の2%除外値)	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	二酸化窒素(ppm)	0.01	0.010	0.011	0.010	0.009
	(日平均値の98%値)	0.024	0.028	0.027	0.027	0.022
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.021	0.018	0.015	0.013	0.012
	(日平均値の2%除外値)	0.048	0.045	0.043	0.033	0.029
	微小粒子状物質PM2.5(μg/m ³)	8.2	8.6	7.9	8.5	8.0
	(日平均値の98%値)	20.7	22.9	20.2	22.0	18.1
光化学オキシダント(日)	0	0	0	0	0	

※ 光化学オキシダントは市庁舎屋上で1時間値が0.12ppm以上となった日数です。

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
鎌倉市岡本	二酸化窒素(ppm)	0.016	0.014	0.014	0.013	0.015
	(日平均値の98%値)	0.034	0.033	0.031	0.032	0.029
	一酸化炭素(ppm)	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
	(日平均値の2%除外値)	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.017	0.018	0.015	0.014	0.013
	(日平均値の2%除外値)	0.039	0.044	0.041	0.030	0.027
	微小粒子状物質PM2.5(μg/m ³)	11.2	11.2	9.7	9.4	8.3
	(日平均値の98%値)	25.8	26.2	22.7	22.1	19.0

イ 令和3年度(2021年度)二酸化硫黄(SO₂)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値が0.1ppmを超えた時間(hour)	日平均値の2%除外値(ppm)
令和3年4月	30	715	0.001	0.043	0.004	0	0	0.002
5月	31	738	0.000	0.005	0.001	0	0	0.001
6月	30	714	0.000	0.006	0.001	0	0	0.001
7月	31	740	0.000	0.004	0.001	0	0	0.001
8月	31	740	0.000	0.005	0.002	0	0	0.001
9月	29	711	0.001	0.006	0.001	0	0	0.001
10月	31	738	0.001	0.007	0.002	0	0	0.001
11月	30	710	0.001	0.008	0.002	0	0	0.002
12月	31	739	0.000	0.004	0.002	0	0	0.001
令和4年1月	30	734	0.001	0.004	0.002	0	0	0.001
2月	28	668	0.001	0.005	0.002	0	0	0.001
3月	31	738	0.001	0.005	0.002	0	0	0.002
年間	363	8,685	0.001	0.043	0.004	0	0	0.002

ウ 令和3年度(2021年度)二酸化窒素(NO₂)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が0.04ppm以上となった日数(日)	日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	日平均値の98%値(ppm)	
市庁舎屋上	令和3年4月	30	714	0.007	0.028	0.012	0	0	0.012
	5月	30	721	0.007	0.043	0.022	0	0	0.021
	6月	30	712	0.007	0.027	0.012	0	0	0.011
	7月	26	641	0.008	0.032	0.016	0	0	0.014
	8月	31	737	0.005	0.022	0.010	0	0	0.010
	9月	30	715	0.008	0.040	0.020	0	0	0.013
	10月	31	736	0.009	0.039	0.023	0	0	0.016
	11月	30	711	0.012	0.039	0.026	0	0	0.022
	12月	14	347	0.011	0.038	0.018	0	0	0.018
	令和4年1月	13	306	0.013	0.047	0.020	0	0	0.020
	2月	28	668	0.013	0.052	0.028	0	0	0.027
	3月	31	737	0.011	0.059	0.021	0	0	0.019
	年間	324	7,745	0.009	0.059	0.028	0	0	0.022

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が0.04ppm以上となった日数(日)	日平均値が0.06ppm以上となった日数(日)	日平均値の98%値(ppm)	
鎌倉市岡本	令和3年4月	30	714	0.010	0.035	0.020	0	0	0.018
	5月	23	561	0.009	0.032	0.017	0	0	0.017
	6月	22	559	0.009	0.031	0.013	0	0	0.013
	7月	15	367	0.013	0.034	0.020	0	0	0.020
	8月	0	0	-	-	-	-	-	-
	9月	0	0	-	-	-	-	-	-
	10月	9	225	0.016	0.043	0.025	0	0	0.025
	11月	30	707	0.017	0.044	0.031	0	0	0.029
	12月	31	739	0.018	0.058	0.034	0	0	0.029
	令和4年1月	31	737	0.020	0.051	0.029	0	0	0.029
	2月	28	668	0.019	0.056	0.034	0	0	0.034
	3月	31	739	0.014	0.057	0.022	0	0	0.020
	年間	250	6,016	0.015	0.058	0.034	0	0	0.029

工 令和3年度(2021年度)浮遊粒子状物質(SPM)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(mg/m ³)	1時間値の最高値(mg/m ³)	日平均値の最高値(mg/m ³)	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間(hour)	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	
市庁舎屋上	令和3年4月	28	690	0.012	0.053	0.030	0	0	0.022
	5月	31	741	0.014	0.121	0.029	0	0	0.025
	6月	30	717	0.012	0.042	0.022	0	0	0.021
	7月	31	743	0.016	0.127	0.033	0	0	0.027
	8月	31	742	0.018	0.086	0.045	0	0	0.036
	9月	30	716	0.012	0.057	0.030	0	0	0.021
	10月	31	740	0.010	0.038	0.017	0	0	0.016
	11月	30	713	0.010	0.108	0.019	0	0	0.018
	12月	31	742	0.008	0.087	0.020	0	0	0.019
	令和4年1月	30	736	0.008	0.038	0.018	0	0	0.013
	2月	28	670	0.009	0.030	0.015	0	0	0.015
	3月	31	743	0.012	0.058	0.024	0	0	0.024
	年間	362	8,693	0.012	0.127	0.045	0	0	0.029

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(mg/m ³)	1時間値の最高値(mg/m ³)	日平均値の最高値(mg/m ³)	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間(hour)	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	
鎌倉市岡本	令和3年4月	28	688	0.014	0.077	0.033	0	0	0.022
	5月	31	743	0.015	0.095	0.031	0	0	0.027
	6月	30	718	0.012	0.042	0.019	0	0	0.019
	7月	31	743	0.015	0.073	0.031	0	0	0.030
	8月	31	741	0.017	0.070	0.036	0	0	0.030
	9月	30	715	0.013	0.051	0.022	0	0	0.021
	10月	31	741	0.012	0.056	0.017	0	0	0.017
	11月	30	716	0.012	0.049	0.019	0	0	0.019
	12月	31	742	0.012	0.050	0.023	0	0	0.021
	令和4年1月	31	742	0.012	0.046	0.022	0	0	0.016
	2月	28	670	0.012	0.041	0.017	0	0	0.016
	3月	31	743	0.015	0.055	0.027	0	0	0.023
	年間	363	8,702	0.013	0.095	0.036	0	0	0.027

オ 令和3年度(2021年度)微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	日平均値 の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
市庁舎屋上	令和3年4月	28	690	9.0	42	21.7	0	16.5
	5月	31	739	9.9	31	22.2	0	17.8
	6月	30	717	7.2	24	17.8	0	14.9
	7月	31	743	7.5	35	19.1	0	15.3
	8月	31	741	7.6	30	18.4	0	18.1
	9月	30	719	6.8	22	11.9	0	11.1
	10月	31	742	6.5	27	12.5	0	12.2
	11月	30	714	7.8	26	14.5	0	14.4
	12月	31	741	7.0	38	17.5	0	16.8
	令和4年1月	30	735	7.5	34	20.9	0	14.1
	2月	28	668	8.2	33	14.3	0	14.0
	3月	31	742	10.5	36	19.6	0	18.5
	年間	362	8,691	8.0	42	22.2	0	18.1

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	日平均値 の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
鎌倉市岡本	令和3年4月	28	690	9.2	33	21.1	0	17.4
	5月	31	743	10.1	32	21.6	0	20.1
	6月	30	718	7.7	24	17.5	0	15.8
	7月	31	742	7.9	43	19.3	0	17.0
	8月	31	741	7.8	28	19.3	0	17.5
	9月	30	718	7.0	41	11.7	0	11.6
	10月	31	742	6.8	24	12.9	0	12.0
	11月	30	717	8.4	26	16.0	0	15.8
	12月	31	742	7.6	34	18.5	0	16.6
	令和4年1月	31	742	7.9	32	21.5	0	15.2
	2月	28	668	8.4	32	14.5	0	14.3
	3月	31	742	10.5	32	19.8	0	19.0
	年間	363	8,705	8.3	43	21.6	0	19.0

カ 令和3年度(2021年度)一酸化炭素(CO)測定結果(鎌倉市岡本)

測定年月	有効測定 日数(日)	測定時間 数(hour)	1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)	日平均値が 10ppmを 超えた日数 (日)	8時間値が 20ppmを 超えた回数 (回)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)
令和3年4月	30	716	0.3	1.0	0.5	0	0	0.4
5月	31	740	0.3	0.8	0.5	0	0	0.4
6月	30	715	0.3	0.8	0.4	0	0	0.4
7月	31	737	0.3	1.0	0.5	0	0	0.4
8月	31	739	0.2	0.8	0.3	0	0	0.3
9月	30	714	0.4	0.8	0.5	0	0	0.5
10月	31	738	0.4	1.4	0.6	0	0	0.6
11月	30	714	0.6	1.5	0.9	0	0	0.8
12月	30	731	0.6	2.0	1.1	0	0	0.8
令和4年1月	19	465	0.4	1.4	0.6	0	0	0.6
2月	28	668	0.5	1.4	0.6	0	0	0.6
3月	31	739	0.4	1.2	0.6	0	0	0.5
年間	352	8,416	0.4	2.0	1.1	0	0	0.7

鎌倉市岡本

キ 令和3年度(2021年度)光化学オキシダント(OX)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定 日数 (日)	測定 時間数 (hour)	1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値が0.06ppm を超えた日数・時間		1時間値が 0.12ppm 以上の日数 (日)	日平均値 の最高値 (ppm)
					(日)	(hour)		
令和3年4月	30	716	0.041	0.072	8	28	0	0.055
5月	31	739	0.041	0.087	12	50	0	0.059
6月	30	716	0.036	0.092	9	38	0	0.062
7月	31	741	0.021	0.118	3	7	0	0.041
8月	31	741	0.022	0.106	7	33	0	0.051
9月	28	694	0.030	0.084	6	17	0	0.041
10月	31	736	0.028	0.069	2	4	0	0.041
11月	29	708	0.027	0.057	0	0	0	0.039
12月	31	741	0.024	0.050	0	0	0	0.037
令和4年1月	30	734	0.027	0.046	0	0	0	0.036
2月	28	668	0.031	0.058	0	0	0	0.051
3月	31	735	0.039	0.081	5	20	0	0.048
年間	361	8,669	0.031	0.118	52	197	0	0.062

ク 令和3年度(2021年度)昼間(5時～20時)の光化学オキシダント(OX)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1時間値が ≥ 0.06 ppmを超えた日数・時間		1時間値が ≥ 0.12 ppm以上の日数・時間	
					(日)	(hour)	(日)	(hour)
令和3年4月	30	446	0.044	0.072	8	29	0	0
5月	31	461	0.044	0.087	12	54	0	0
6月	30	446	0.040	0.092	9	43	0	0
7月	31	462	0.025	0.118	3	7	0	0
8月	31	462	0.026	0.106	7	34	0	0
9月	30	433	0.033	0.084	6	17	0	0
10月	31	457	0.030	0.069	2	4	0	0
11月	30	439	0.030	0.057	0	0	0	0
12月	31	462	0.026	0.049	0	0	0	0
令和4年1月	31	455	0.029	0.046	0	0	0	0
2月	28	416	0.034	0.058	0	0	0	0
3月	31	456	0.041	0.081	5	23	0	0
年間	365	5,395	0.033	0.118	52	211	0	0

(5) 光化学スモッグの発生状況

注意報発令件数及び被害者数の推移

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
発令日数	県全体	8	8	6	2	6
	湘南地域	4	1	1	0	2
	本市	0	0	0	0	0
被害者数	県全体	0	13	0	0	3
	湘南地域	0	0	0	0	0
	本市	0	0	0	0	0

(備考)注意報は、光化学オキシダントの濃度が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるときに発令されます。鎌倉市は湘南地域※に所属しており、湘南地域に所属するいずれかの市町にて上記の状態である時に「湘南地域に光化学スモッグ注意報発令」となります。

表中の「本市の発令日数」の欄には、鎌倉市本庁舎屋上にて測定している光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となったの日数を記載しています。

※湘南地域：鎌倉市、平塚市、藤沢市、逗子市、茅ヶ崎市、葉山町、二宮町、寒川町、大磯町

(6) 自動車排出ガス等環境調査

本市では、自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の調査を、市内主要道路の7地点で年2回実施していました。神奈川県が大気汚染防止法に基づく常時監視を鎌倉市岡本で行っていることから、平成30年度（2018年度）をもって本調査を終了しました。

ア 年度月別調査結果（過去5年間）

(i) 二酸化窒素（NO₂）測定結果（24時間平均値 単位：ppm）

地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	0.012	0.011	0.012	0.007	0.013
鎌倉消防団第25分団器具置場前 （長谷）	0.010	0.010	0.014	0.007	0.012
腰越行政センター前	0.011	0.010	0.014	0.007	0.014
手広交差点	0.017	0.015	0.020	0.012	—
深沢出張所前	—	—	—	—	0.014
大船警察署前	0.011	0.010	0.011	0.007	0.014
植木小学校前	0.010	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	0.011	0.017	0.008	0.015
関谷小学校前	0.016	0.012	0.017	0.010	0.015
平均値	0.012	0.011	0.015	0.008	0.014

(ii) 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果（24時間平均値 単位：mg/m³）

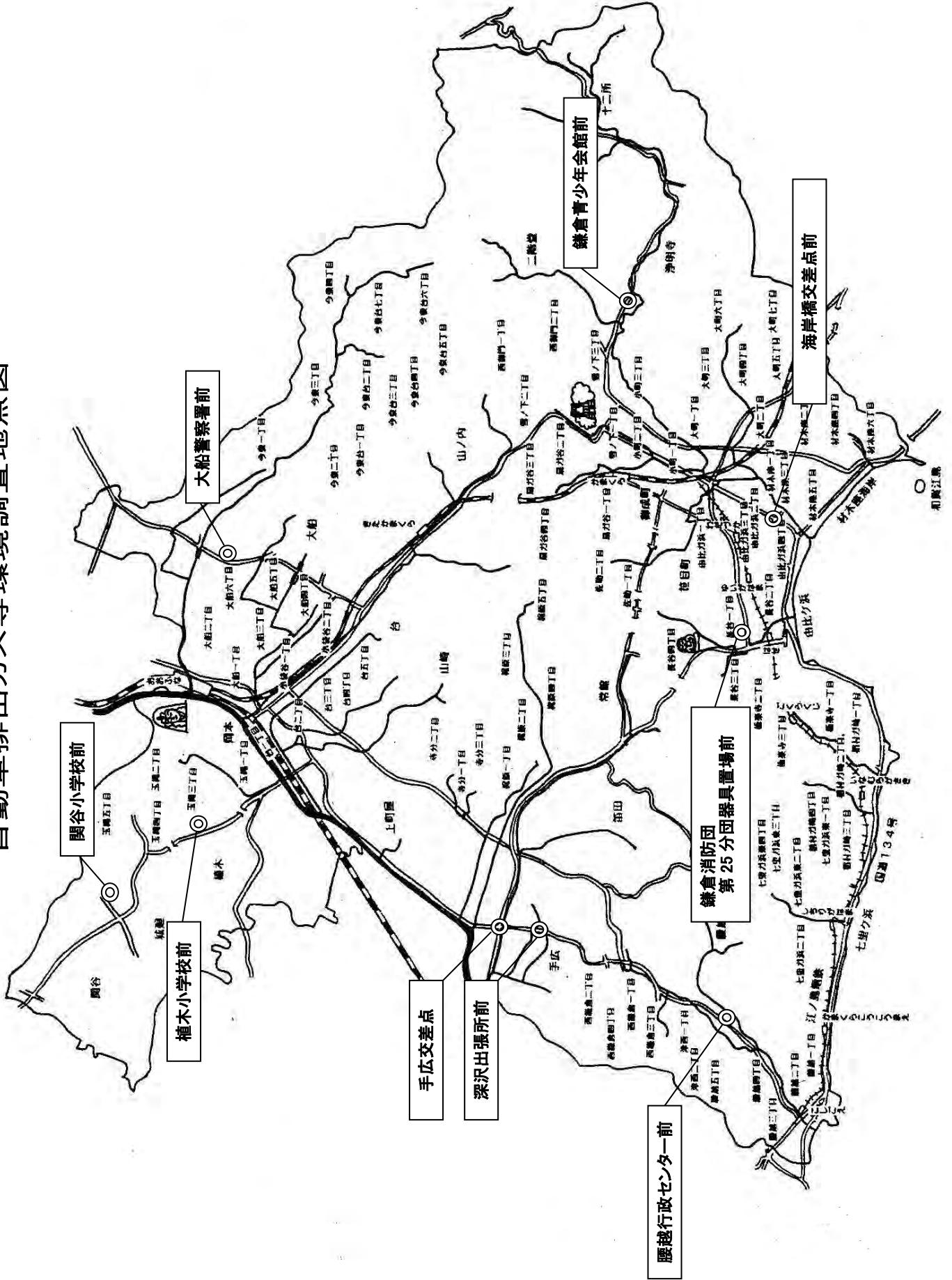
地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	0.014	0.018	0.022	0.015	0.030
鎌倉消防団第25分団器具置場前 （長谷）	0.014	0.020	0.020	0.017	0.027
腰越行政センター前	0.012	0.019	0.024	0.017	0.030
手広交差点	0.013	0.019	0.025	0.015	—
深沢出張所前	—	—	—	—	0.025
大船警察署前	0.012	0.019	0.024	0.017	0.027
植木小学校前	0.012	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	0.021	0.025	0.019	0.030
関谷小学校前	0.017	0.017	0.025	0.015	0.029
平均値	0.013	0.019	0.024	0.016	0.028

(iii) 交通量測定結果（単位：台/12時間）

地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	8,306	8,225	8,321	8,563	7,935
鎌倉消防団第25分団器具置場前 （長谷）	6,827	6,520	6,357	6,967	6,315
腰越行政センター前	9,637	9,651	9,786	9,676	9,075
手広交差点	22,943	24,378	22,790	22,998	—
深沢出張所前	—	—	—	—	9,423
大船警察署前	9,041	9,001	8,938	9,105	11,016
植木小学校前	6,330	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	12,535	12,615	13,640	13,131
関谷小学校前	11,457	10,981	11,184	11,106	11,859
平均値	10,649	11,613	11,427	11,722	9,822

※交通量は12時間（8時～20時）連続計測したものです。ただし二輪車は観測の対象外としました。

自動車排出ガス等環境調査地点図



(7) 二酸化窒素濃度調査

大気汚染の原因の代表物質である二酸化窒素による市内大気汚染状況を把握するため、P T I O法（*）による大気中の二酸化窒素濃度を調査していました。

年平均値が例年低く推移しており、神奈川県が大気汚染防止法に基づく常時監視を行っていることから、本調査は平成30年度（2018年度）をもって終了しました。

* P T I O法による大気中二酸化窒素濃度調査

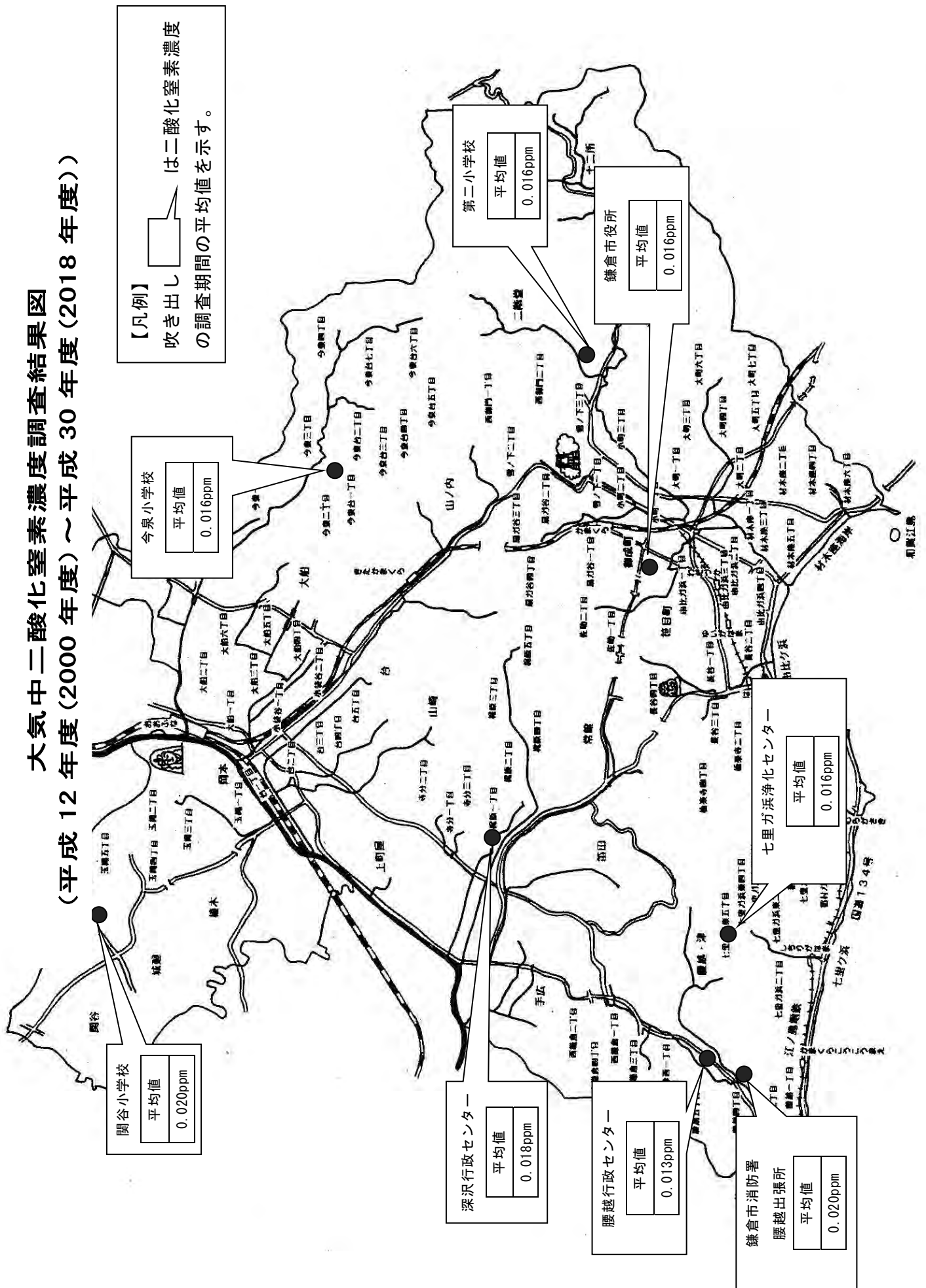
調査地点の施設の屋上にシェルターを設置し、捕集用ろ紙を内装したサンプラーをそのシェルター内に取り付け、1ヵ月暴露した後サンプラーを回収し、分析を行います。

二酸化窒素濃度年平均値の経年変化（単位：v/vppm）

調査年度	鎌倉市役所	第二小学校	七里ガ浜浄化センター	鎌倉消防署腰越出張所	腰越行政センター	深沢行政センター	今泉小学校	関谷小学校
12年度	0.024	0.021	0.021	0.024	—	0.024	0.021	0.027
13年度	0.023	0.022	0.020	0.024	—	0.024	0.021	0.027
14年度	0.024	0.022	0.020	0.024	—	0.024	0.022	0.027
15年度	0.022	0.022	0.022	0.025	—	0.024	0.024	0.027
16年度	0.020	0.018	0.020	0.022	—	0.021	0.019	0.023
17年度	0.019	0.020	0.022	0.023	—	0.023	0.020	0.025
18年度	0.019	0.018	0.019	0.022	—	0.020	0.020	0.023
19年度	0.021	0.016	0.017	0.017	—	0.019	0.019	0.024
20年度	0.015	0.017	0.016	0.019	—	0.016	0.017	0.021
21年度	0.016	0.018	0.017	0.018	—	0.019	0.017	0.022
22年度	0.015	0.016	0.016	0.017	—	0.018	0.015	0.018
23年度	0.015	0.014	0.015	0.015	—	0.017	0.015	0.018
24年度	0.013	0.013	0.014	0.015	—	0.018	0.014	0.017
25年度	0.011	0.014	0.012	0.013	—	0.013	0.012	0.014
26年度	0.012	0.011	0.010	—	0.014	0.013	0.012	0.015
27年度	0.012	0.011	0.012	—	0.013	0.013	0.012	0.015
28年度	0.010	0.0096	0.010	—	0.012	0.012	0.010	0.013
29年度	0.011	0.010	0.011	—	0.013	0.012	0.011	0.014
30年度	0.011	0.011	0.011	—	0.012	0.013	0.011	0.013
平均	0.016	0.016	0.016	0.020	0.013	0.018	0.016	0.020

鎌倉消防署腰越出張所の建て替え工事に伴い、平成26年度(2014年度)から調査地点を腰越行政センターに変更しました。

大気中二酸化窒素濃度調査結果図 (平成12年度(2000年度)～平成30年度(2018年度))



(8) 酸性雨調査

鎌倉市では、市庁舎中庭（1階）にて水素イオン濃度計（pH計）を用いた簡易測定による酸性雨調査を行っています。令和3年度(2021年度)は延べ15回の測定を実施し、平均値は5.6となりました。

最も酸性の強い値は4.4で、令和2年度(2020年度)と同様に弱酸性の雨が観測されました。

また、年間を通して全体の46.7%が酸性雨（水素イオン濃度（pH） 5.6以下の雨）となりました。

ア 測定値

平均値	水素イオン濃度 (pH) 5.6
最も酸性の強かった測定値	水素イオン濃度 (pH) 4.4
最も酸性の弱かった測定値	水素イオン濃度 (pH) 6.5

イ 経年水素イオン濃度（pH）測定結果

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市庁舎中庭	5.2	5.5	5.5	5.7	5.6

ウ 神奈川県による水素イオン濃度（pH）測定結果（かながわ環境白書より）

神奈川県では、環境省の「湿性沈着モニタリング手引書」に基づき、令和2年度(2020年度)は県内2市の協力を得て雨水を採取し、水素イオン濃度（pH）などを測定し、酸性雨の実態調査を行っています。

地点	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川崎市川崎区	5.1	5.4	5.5	5.8	5.9
平塚市	5.1	5.3	5.2	5.5	5.5

※ 神奈川県の共同調査に係る水素イオン濃度（pH）の年間平均値は、雨水を1週間採取した際の期間降水量で重み付けをしています。

鎌倉市で行っている簡易測定データとは測定方法が異なるため、比較することはできません。

第3章 公害の現況と対策 II 水質

(1) 環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- (i) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (ii) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- (iii) 六価クロムは令和4年4月1日施行の環境基準。

イ 生活環境の保全に関する環境基準<河川> (湖沼を除く)

(7)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

大腸菌数は令和4年4月1日施行

備考

- (i) 水素イオン濃度 (pH) …溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。
 生物化学的酸素要求量 (BOD) …水の汚れを示す指標。高いほど汚れが大きい。
 浮遊物質 (SS) …水中で浮遊している固形物質。高いほど汚れが大きい。
 溶存酸素量 (DO) …水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが大きいと値が小さくなる。
- (ii) 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。
- (iii) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

用語の説明

- (i) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
- (ii) 水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- (iii) 水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物用
 水産3級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- (iv) 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級…特殊の浄水操作を行うもの
- (v) 環境保全…国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(イ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

平成15年(2003年)11月5日付け環境省告示第123号により追加

備考

- (i) 基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。

(ウ)

環境基準	
滑川・神戸川 (B類型)	3mg/L以下 (生物化学的酸素要求量 (BOD) 75%水質値)
境川水域 (D類型)	8mg/L以下 (生物化学的酸素要求量 (BOD) 75%水質値)

平成30年(2018年)6月29日付け神奈川県告示第328号により滑川はB類型 (直ちに達成)、神戸川はB類型 (5年以内で可及的速やかに達成)、境川水域 (柏尾川合流点より上流の区域に限り、柏尾川は除く。直ちに達成) はD類型となった。

(I)

水域	類型	達成期間
滑川（全域）	生物B	イ：直ちに達成
神戸川（全域）	生物B	イ：直ちに達成
平成30年(2018年)6月29日付け神奈川県告示第329号による。		

ウ 生活環境の保全に関する環境基準<海域>

(7)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出され ないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げる もの	7.8以上8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

用語の説明

- (i) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
(ii) 水産1級…マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級…ボラ、ノリ等の水産生物用
(iii) 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(1)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げる もの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げる もの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

※基準値は年間平均値とする。

※水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

用語の説明

- (i) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全
- (ii) 水産1種…底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種…一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種…汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
- (iii) 生物生息環境保全…年間を通して底生生物が生息できる限度。

(ウ)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

平成15年(2003年)11月5日付け環境省告示第123号により追加

備考

- (i) 基準値は、日間平均値とする。

(I)

環境基準	
由比ヶ浜沖・七里ヶ浜沖（全層）（A 類型）	2mg/L以下（化学的酸素要求量(COD) 75%水質値）

(2) 河川水質調査

河川の水質の状況を把握するため、市内の主要な河川について、令和3年度(2021年度)に4回の水質調査を実施しました。(新川と梶原川については2回ずつ実施。)なお、水質の改善がみられ、距離が短い町屋川及び玉縄雨水幹線の調査については平成30年度(2018年度)をもって終了しました。

そのほか、随時河川パトロールを実施し、河川水質の監視を行っています。

ア 各物質経年変化

(7) 生物化学的酸素要求量(BOD)75%水質値経年変化 (単位:mg/L)

河川名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準値
滑川	1.1	1.0	1.2	1.2	1.0	3以下
神戸川	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	3以下
大塚川	1	1.3	1.4	2.1	1.2	8以下
新川	1.1	1.5	1.1	0.9	—	8以下
梶原川	0.7	0.9	1	0.6	—	8以下
山崎川	2.4	2.0	2.8	3.7	1.9	8以下
小袋谷川	1.9	1.6	2.2	1.7	1.6	8以下
砂押川	2.2	2.5	4.1	2.0	3.0	8以下
町屋川	0.6	0.9	—	—	—	8以下
玉縄雨水幹線	0.9	1	—	—	—	8以下

(4) 浮遊物質質量(SS)年平均値経年変化 (単位:mg/L)

河川名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準値
滑川	2	3	2	1	3	25以下
神戸川	1	3	2	1	3	25以下
大塚川	3	3	2	3	2	100以下
新川	7	13	4	15	2	100以下
梶原川	4	4	2	3	2	100以下
山崎川	12	5	4	6	3	100以下
小袋谷川	5	4	4	3	2	100以下
砂押川	9	5	3	4	4	100以下
町屋川	3	6	—	—	—	100以下
玉縄雨水幹線	4	1	—	—	—	100以下

(7) 溶存酸素量(DO)年平均値経年変化 (単位:mg/L)

河川名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準値
滑川	9.3	9.1	9.1	10.1	10.0	5以上
神戸川	10.5	10.3	9.4	9.7	9.7	5以上
大塚川	7.8	7.6	9.1	8.5	8.6	2以上
新川	11.0	11.7	11.7	11.5	12.2	2以上
梶原川	8.9	9.2	9.5	9.4	9.0	2以上
山崎川	7.9	7.7	8.5	8.5	8.8	2以上
小袋谷川	8.9	9.0	9.9	10.0	10.9	2以上
砂押川	9.5	9.2	11.2	10.7	11.9	2以上
町屋川	10.0	10.2	—	—	—	2以上
玉縄雨水幹線	8.5	9.1	—	—	—	2以上

(エ) 全窒素年平均値経年変化 (単位 : mg/L)

河川名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準値
滑川	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	—
神戸川	1.5	1.3	1.2	1.1	1.2	—
大塚川	2.1	2.1	1.9	2.3	—	—
新川	1.2	1.4	1.1	1.3	—	—
梶原川	1.10	1.1	1.0	0.8	—	—
山崎川	7.4	7.1	7.4	6.3	—	—
小袋谷川	1.7	1.3	1.4	1.2	—	—
砂押川	1.4	1.7	1.4	1.2	—	—
町屋川	1.3	1.3	—	—	—	—
玉縄雨水幹線	1.5	1.7	—	—	—	—

令和3年度から市測定の調査は終了しました。

(オ) 陰イオン界面活性剤年平均値経年変化 (単位 : mg/L)

河川名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準値
滑川	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
神戸川	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
大塚川	0.03	0.04	0.04	—	—	—
新川	<0.03	<0.03	<0.03	—	—	—
梶原川	<0.03	0.03	0.03	—	—	—
山崎川	<0.03	0.03	0.03	—	—	—
小袋谷川	0.03	0.04	0.06	—	—	—
砂押川	0.04	0.04	0.06	—	—	—
町屋川	<0.03	<0.03	—	—	—	—
玉縄雨水幹線	0.04	0.03	—	—	—	—

令和2年度から市測定の調査は終了しました。

(カ) 全燐年平均値経年変化 (単位 : mg/L)

河川名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	環境基準値
滑川	0.29	0.3	0.26	0.26	0.24	—
神戸川	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	—
大塚川	0.21	0.19	0.19	0.23	—	—
新川	0.15	0.18	0.14	0.16	—	—
梶原川	0.17	0.18	0.15	0.15	—	—
山崎川	2.4	2.6	2.6	2.9	—	—
小袋谷川	0.24	0.23	0.33	0.25	—	—
砂押川	0.16	0.14	0.17	0.12	—	—
町屋川	0.14	0.34	—	—	—	—
玉縄雨水幹線	0.37	0.42	—	—	—	—

令和3年度から市測定の調査は終了しました。

調査の経緯

- ・水質の改善がみられた豆腐川、稲瀬川、極楽寺川、音無川、行合川は平成12年度(2000年度)をもって調査終了
- ・県管理で、県による水質測定を実施している滑川、神戸川は、平成15年度(2003年度)をもって調査終了

令和3年度(2021年度) 河川水質調査結果表

大塚川(調査地点:村山橋)

境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H33. 5. 31	H33. 8. 26	H33. 11. 11	H34. 2. 9	-		
採水時間	11:10	10:50	10:53	11:00	-		
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	-		
気温 (°C)	27.4	36.5	21.2	11.1	24.1		観測項目
水温 (°C)	19.8	25.5	15.6	8.7	17.4		
外観	-	-	-	-	-		
透視度 (cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素 (mg/L)	1.3	1.2	1.6	1.6	1.4	○	健康項目
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
水素イオン濃度 (pH)	8.0 (18.5°C)	7.9 (23.0°C)	8.0 (16.5°C)	7.8 (18.0°C)	7.9	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	1.1	1.2	0.8	2.1	1.3	○	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	3.5	3.9	3.4	3.1	3.5		
浮遊物質 (SS) (mg/L)	<1	2	1	2	2	○	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	8.0	7.0	9.9	9.4	8.6	○	

・ BOD 75%値 : 1.2mg/L

・ 平均値 : 定量下限値未滿は定量下限値として算出

令和3年度(2021年度) 河川水質調査結果表

新川 (調査地点: 梶原橋)

境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	-	-	H33.11.11	H34.2.9	-		
採水時間	-	-	10:38	10:43	-		
天候	-	-	晴れ	晴れ	-		
気温 (°C)	-	-	21.2	12.3	16.8		観測項目
水温 (°C)	-	-	14.4	11.5	13.0		
外観	-	-	-	-	-		
透視度 (cm)	-	-	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	1.1	0.93	1.0	○	
亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	<0.05	<0.05	<0.05		
水素イオン濃度 (pH)	-	-	8.0 (17.0°C)	8.0 (18.5°C)	8.0	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	-	-	0.8	1.2	1.0	○	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	-	-	3.1	2.3	2.7		
浮遊物質 (SS) (mg/L)	-	-	<1	2	2	○	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	-	-	10.1	14.2	12.2	○	

・平均値：定量下限値未満は定量下限値として算出

令和3年度(2021年度) 河川水質調査結果表

梶原川(調査地点:中外製薬脇)

境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H33. 5. 31	H33. 8. 26	-	-	-		
採水時間	10:58	10:34	-	-	-		
天候	晴れ	晴れ	-	-	-		
気温 (°C)	28.4	34.4	-	-	31.4		観測項目
水温 (°C)	23.4	27.0	-	-	25.2		
外観	-	-	-	-	-		
透視度 (cm)	30+	30+	-	-	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素 (mg/L)	0.42	0.55	-	-	0.49	○	健康項目
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.05	<0.05	-	-	<0.05		
水素イオン濃度 (pH)	7.7 (18.5°C)	7.8 (23.0°C)	-	-	7.8	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	0.7	0.5	-	-	0.6	○	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	3.9	3.6	-	-	3.8		
浮遊物質 (SS) (mg/L)	2	2	-	-	2	○	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	9.4	8.5	-	-	9.0	○	

・平均値: 定量下限値未滿は定量下限値として算出

令和3年度(2021年度) 河川水質調査結果表

山崎川 (調査地点: 菱電湘南エレクトロニクス(株)裏)

境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H33. 5. 31	H33. 8. 26	H33. 11. 11	H34. 2. 9	-		
採水時間	9:35	9:30	9:32	9:33	-		
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	-		
気温 (°C)	23. 2	31. 0	18. 1	8. 0	20. 1		観測項目
水温 (°C)	24. 8	29. 1	21. 5	18. 0	23. 4		
外観	-	-	-	-	-		
透視度 (cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素 (mg/L)	3. 9	4. 8	4. 2	10	5. 7	○	
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0. 05	<0. 05	<0. 05	0. 18	0. 08		
水素イオン濃度 (pH)	7. 2 (18. 5°C)	7. 2 (23. 0°C)	7. 6 (17. 5°C)	7. 0 (18. 0°C)	7. 3	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	1. 0	1. 9	1. 9	8. 0	3. 2	○	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	7. 8	7. 9	6. 9	11	8. 4		
浮遊物質 (SS) (mg/L)	<1	2	3	6	3	○	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	8. 1	8. 3	9. 6	9. 2	8. 8	○	

・ BOD 75%値 : 1. 9mg/L

・ 平均値 : 定量下限値未満は定量下限値として算出

令和3年度(2021年度) 河川水質調査結果表

小袋谷川 (調査地点: 大船橋)

境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H33. 5. 31	H33. 8. 26	H33. 11. 11	H34. 2. 9	-		
採水時間	10:34	10:15	10:13	10:19	-		
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	-		
気温 (°C)	26.4	36.3	21.7	10.4	23.7		観測項目
水温 (°C)	21.3	26.3	16.5	6.8	17.7		
外観	-	-	-	-	-		
透視度 (cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素 (mg/L)	0.92	0.61	1.5	0.83	1.0	○	
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
水素イオン濃度 (pH)	8.3 (19.5°C)	8.6 (23.0°C)	7.9 (16.5°C)	8.2 (16.5°C)	8.3	○	生活環境項目
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	0.9	1.5	1.6	2.0	1.5	○	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	3.4	4.1	3.2	3.3	3.5		
浮遊物質 (SS) (mg/L)	<1	4	1	2	2	○	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	9.9	10.8	10.0	13.0	10.9	○	

・ BOD 75%値 : 1.6mg/L

・ 平均値 : 定量下限値未滿は定量下限値として算出

令和3年度(2021年度) 河川水質調査結果表

砂押川 (調査地点: 笠船橋)

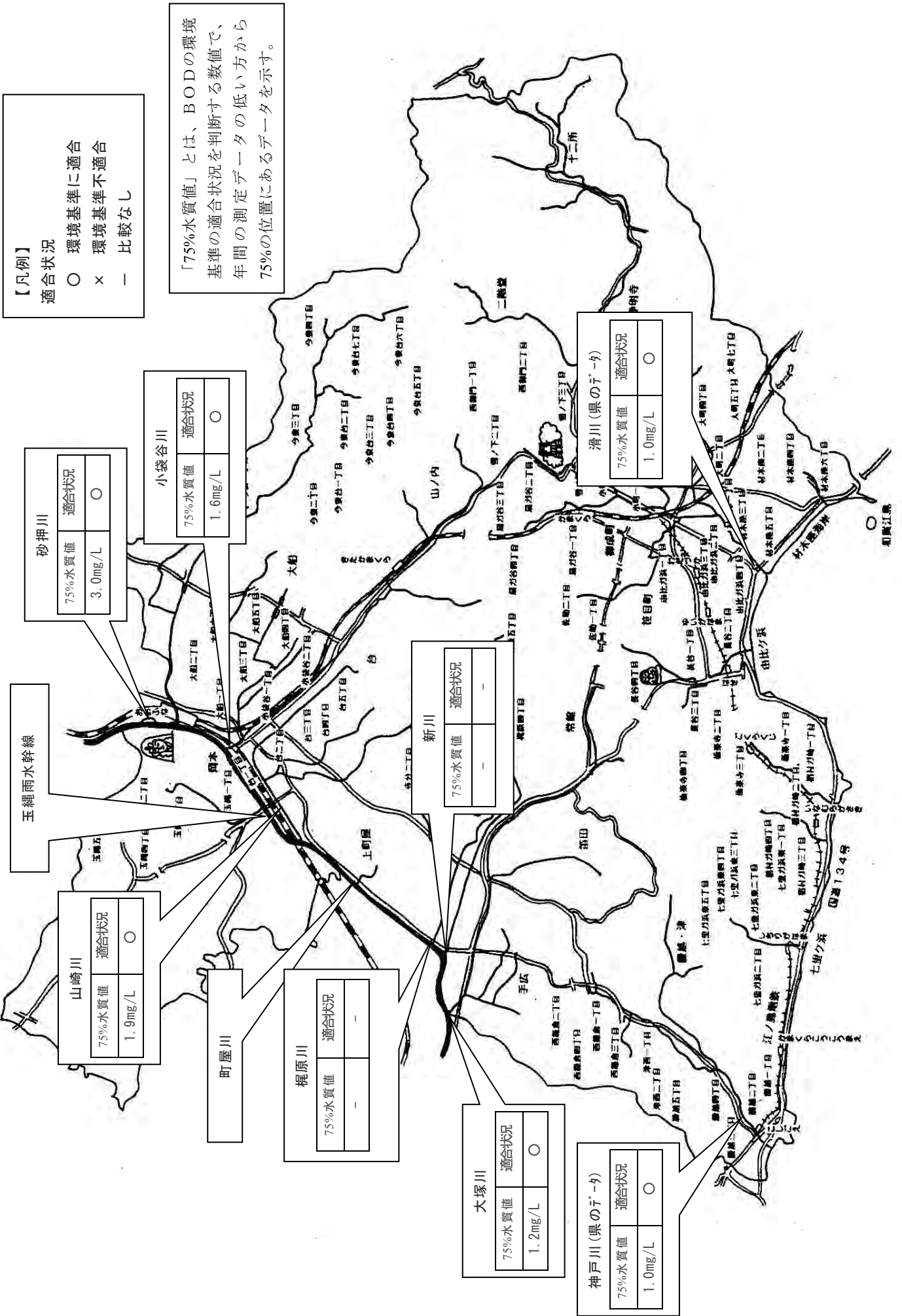
境川流域D類型

項目	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値	適否	
採水月日	H33. 5. 31	H33. 8. 26	H33. 11. 11	H34. 2. 9	-		
採水時間	10:15	10:00	9:57	9:58	-		
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	-		
気温 (°C)	28. 5	36. 4	21. 6	8. 8	23. 8		観測項目
水温 (°C)	23. 3	27. 2	15. 7	6. 6	18. 2		
外観	-	-	-	-	-		
透視度 (cm)	30+	30+	30+	30+	30+		
臭気	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素 (mg/L)	0. 68	0. 08	1. 3	0. 46	0. 63	○	
亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0. 05	<0. 05	<0. 05	<0. 05	<0. 05		
水素イオン濃度 (pH)	8. 8 (20. 0°C)	8. 9 (21. 5°C)	8. 2 (17. 0°C)	8. 4 (16. 5°C)	8. 6	×	生活環境項目
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	1. 8	3. 0	3. 1	2. 9	2. 7	○	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	4. 4	4. 4	4. 0	4. 4	4. 3		
浮遊物質 (SS) (mg/L)	<1	8	3	5	4	○	
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	10. 9	12. 1	10. 3	14. 4	11. 9	○	

・ BOD 75%値 : 3. 0mg/L

・ 平均値 : 定量下限値未満は定量下限値として算出

令和3年度(2021年度) 河川水質調査地点図(BOD)



(3) 神奈川県による水質測定結果 (年間平均値、水素イオン濃度は最小・最大)

ア 河川 (滑川・神戸川)

項目	河川名		項目	河川名	
	滑川 (滑川橋)	神戸川 (神戸橋)		滑川 (滑川橋)	神戸川 (神戸橋)
気温(°C)	16.6	17.1	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002
水温(°C)	17.3	16.9	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002
透視度(cm)	>100	>96	トリクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002
流量(m ³ /s)	0.032	0.018	テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002
水素イオン濃度(pH)	最小8.0 最大8.6	最小8.0 最大8.7	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	<0.0004	<0.0004
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.0	0.9	チウラム(mg/L)	<0.0006	<0.0006
生物化学的酸素要求量(BOD)(75%値)(mg/L)	1.0	1.0	シマジン(mg/L)	<0.0003	<0.0003
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	3.5	3.5	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	<0.002
化学的酸素要求量(COD)(75%値)(mg/L)	3.7	3.6	ベンゼン(mg/L)	<0.0002	<0.0002
浮遊物質量(SS)(mg/L)	3	3	セレン(mg/L)	<0.002	<0.002
溶存酸素量(DO)(mg/L)	10.0	9.7	硝酸性窒素(mg/L)	0.71	0.88
大腸菌群数(MPN/100ml)	1.2E+03	1.2E+03	亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.05	<0.05
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	0.7	0.9
全窒素(mg/L)	1.1	1.2	ふっ素(mg/L)	---	0.16
全磷(mg/L)	0.24	0.13	ほう素(mg/L)	---	0.05
ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	<0.00006	1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	<0.005
※LAS(mg/L)	0.0016	0.0049	フェノール類(mg/L)	<0.005	<0.005
カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	銅(mg/L)	<0.01	<0.01
全シアン(mg/L)	<0.1	<0.1	全亜鉛(mg/L)	0.003	0.008
鉛(mg/L)	<0.005	<0.005	溶解性鉄(mg/L)	<0.02	<0.02
六価クロム(mg/L)	<0.02	<0.02	溶解性マンガン(mg/L)	0.03	0.03
砒素(mg/L)	<0.005	<0.005	総クロム(mg/L)	<0.02	<0.02
総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	磷酸態磷(mg/L)	0.23	0.12
アルキル水銀(mg/L)	---	---	アンモニア性窒素(mg/L)	0.05	0.05
ポリ塩化ビフェニル(PCB)(mg/L)	<0.0005	<0.0005	塩化物イオン(mg/L)	5,625	1,366
ジクロロメタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.03	<0.03
四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	電気伝導率(mS/m)	1,086	376
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	有機磷化合物(EPN)(mg/L)	<0.0006	<0.0006
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	ニッケル(mg/L)	<0.008	<0.008
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.0002	<0.0002			

※LAS 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 海域 (由比ヶ浜沖・七里ガ浜沖)

神奈川県ホームページに「公共用水域及び地下水の水質測定結果(神奈川県水質調査年表)」として公表。

第3章 公害の現況と対策 Ⅲ化学物質

(1) 環境基準

ア ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	一年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	一年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	一年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

イ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の水質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) 一般環境におけるダイオキシン類等の測定結果

ダイオキシン類の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、神奈川県が常時監視等を実施しています。市では、鎌倉市役所本庁舎屋上において有害大気汚染物質の調査を実施しました。それらの結果は、全てにおいて環境基準値以下でした。令和元年度をもって、市でのダイオキシン類等の測定は終了しました。そのため、過去18年間の結果を掲載します。

ア 大気（県測定）（単位：pg-TEQ/m³）

鎌倉市役所本庁舎屋上	夏季	冬季	平均値	環境基準値
ダイオキシン類	0.027	0.042	0.035	0.6以下

イ 大気（市測定）（単位：mg/m³）

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
14年度	0.0020	0.0001	0.0004	0.0030
15年度	0.0019	0.0008	0.0004	0.0062
16年度	0.0018	0.0007	0.0005	0.0084
17年度	0.0021	0.0004	0.0004	0.0029
18年度	0.0014	0.0012	0.0001	0.0044
19年度	0.0009	0.0004	0.0002	0.0011
20年度	0.00113	0.00067	0.00025	0.00135
21年度	0.0009	0.0005	0.0001	0.0014
22年度	0.0008	0.0004	0.0002	0.0009
23年度	0.0010	0.0004	0.0002	0.0013
24年度	0.0010	0.0005	0.0001	0.0009
25年度	0.0008	0.0002	0.0001	0.0008
26年度	0.0008	<0.02	<0.02	<0.015
27年度	0.0008	<0.02	<0.02	<0.015
28年度	0.0007	<0.02	<0.02	<0.015
29年度	0.0006	<0.02	<0.02	<0.015
30年度	0.0009	<0.02	<0.02	<0.015
令和元年度	0.0008	<0.013	<0.02	<0.015
環境基準	0.003以下	0.2以下	0.2以下	0.15以下
		0.13以下		

*トリクロロエチレンの環境基準は平成30年11月19日に0.2mg/m³以下から0.13mg/m³以下に改正されました。

ウ 河川水質（県測定）（単位：pg-TEQ/L）

採取河川名	滑川	神戸川	環境基準値
ダイオキシン類	0.067	0.081	1以下

エ 河川底質（県測定）（単位：pg-TEQ/g）

採取河川名	滑川	神戸川	環境基準値
ダイオキシン類	0.42 (H29)	0.65 (H30)	150以下

オ 土壌調査（令和元年度 県測定）

採取河川名	調査地点名	濃度 (pg-TEQ/g)	環境基準
ダイオキシン類	鎌倉市笛田	2.0	1000pg-TEQ/g以下

カ 地下水質調査（令和元年度 県測定）

採取河川名	調査地点名	濃度 (pg-TEQ/L)	環境基準
ダイオキシン類	鎌倉市岩瀬	0.041	1pg-TEQ/L以下

参考

(i) ダイオキシン類・・・ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めた物質の総称をいいます。ダイオキシン類は200種類を超える物質がありますが、このうち毒性があるとみなされているのは29種類です。

(ii) pg(ピコグラム)・・・重量を表す単位で、1兆分の1グラム。

(iii) TEQ(毒性等量)・・・ダイオキシン類は毒性の強さがそれぞれ異なっているため、ダイオキシン類全体の毒性の強さをTEQ(毒性等量)で表します。これは、ダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算したダイオキシン類全体の濃度です。

(iv) 環境基準・・・人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。その法的性格は、あくまで行政上の政策目標であり、事業活動等に関し直接に規制数値として働くものではありません。

第3章 公害の現況と対策 IV騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外（一般地域）の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A	50以下	40以下
A 及び B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（備考）環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を市長が指定することになっており、指定の状況は次のとおりです。

(ア) 地域の類型該当地域

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（鎌倉市は該当なし）

A：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

C：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(イ) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(ウ) 騒音の評価手法

等価騒音レベルにより評価します。

イ 道路に面する地域

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

（単位：デシベル）

時間の区分	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度

ア 騒音
騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(備考) 騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

- a 区域：専ら住居の用に供される区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
- b 区域：主として住居の用に供される区域
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
- c 区域：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供される区域
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで
夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(iii) 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、以下のとおりです。

(単位：デシベル)

昼間	夜間
75	70

イ 振動

振動規制法に基づく道路交通振動の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

(備考) 振動規制法施行規則別表2の規定に基づき、区域及び時間の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

- 第1種区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
- 第2種区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで
夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

ア 騒音の規制基準（施行規則別表第11）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については適用しません。

イ 振動の規制基準（施行規則別表第12）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については適用しません。

(4) 自動車騒音常時監視調査

自動車騒音常時監視※は、市内の主要幹線道路に面した地域を対象に、自動車の走行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造等を評価区間として分割し、その評価ごとに対象地域内に住居等が存在する区域について環境基準適合状況を面的に評価(以下「面的評価」※※という。)しています。

市では平成24年度(2012年度)からの5ヵ年計画で、主要幹線道路に面している地域の住居等の面的評価を実施しています。

※道路を走行する自動車の騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※※道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域(道路端から50m)について沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して環境基準の達成状況を把握しています。

ア 調査日時

令和3年(2021年)11月16日(火)09:00~11月17日(水)09:00

イ 調査場所

評価区間設定状況

路線名	評価区間番号	起点	終点	評価区間延長(km) (※1)	車線数	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	発生強度の把握の方法
腰越大船線	63610-1	鎌倉市腰越3丁目1	鎌倉市山崎	5.5	2	平面	無	無	1
鎌倉葉山線	65010-1	鎌倉市長谷3丁目10	鎌倉市大町5丁目11	2.9	2	平面	無	無	1
田谷藤沢線	65210-1	鎌倉市関谷	鎌倉市関谷	0.3	2	平面	無	無	2
	65210-2	鎌倉市関谷	鎌倉市城廻	1.0	4	平面	無	無	1

※1 評価区間延長は、面的評価支援システムによる距離のため、センサスの延長と異なる場合があります。

■発生強度の把握の方法

- 1:沿道騒音レベルの実測による方法
- 2:他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法
- 3:自動車交通量及び速度の実測結果により、推計する方法

ウ 調査結果

騒音の測定結果を下記表に示します。

調査の結果、腰越大船線は昼間67dB、夜間60dBであり、昼夜ともに環境基準を満足していました。

鎌倉葉山線は昼間65dB、夜間60dB、田谷藤沢線は昼間66dB、夜間63dBであり、どちらも昼夜ともに環境基準を満足していました。

騒音測定結果

(単位：dB)

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)		背後地騒音レベル (LA95)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22時	22-6時	6-22時	22-6時	6-22時	22-6時
腰越大船線	鎌倉市腰越864地先 (第一種住居地域)	67	60	70以下 (75以下)	65以下 (70以下)	39	28
鎌倉葉山線	鎌倉市大町2丁目9地先 (第一種住居地域)	65	60			37	25
田谷藤沢線	鎌倉市関谷1612地先 (市街化調整区域)	66	63			42	35

※1 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）」とした。

※2 要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度（特例）」とした。

エ 令和3年度(2021年)調査環境基準の達成状況(全体評価)

本年度対象区間の全体評価について、全体(3,304戸)では昼夜ともに基準値以下は3,293戸(99.7%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は11戸(0.3%)となりました。次に近接空間(1,156戸)では昼夜ともに基準値以下は1,146戸(99.1%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は10戸(0.9%)となりました。次に非近接空間(2,148戸)では昼夜ともに基準値以下は2,147戸(99.95%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は1戸(0.05%)となりました。

令和3年度(2021年度)対象の面的評価結果

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数(3,304戸)	3,293	99.7	0	0.0	0	0.0	11	0.3
近接空間(1,156戸)	1,146	99.1	0	0.0	0	0.0	10	0.9
非近接空間(2,148戸)	2,147	99.95	0	0.0	0	0.0	1	0.05

重複計上を含まない戸数(評価対象路線同士が交差する併走する区間について重複する戸数を差し引いた戸数)としています。

オ 環境基準の達成状況（道路種別評価：過年度を含む）

過年度を含む道路種別評価は、一般国道において、昼夜とも環境基準を達成した割合は88.7%、昼のみ基準値以下が2.4%、夜のみ基準値以下が0.0%、昼夜ともに基準値超過が9.0%となりました。また、都道府県道において昼夜とも環境基準を達成した割合は98.7%、昼のみ基準値以下が0.4%、夜のみ基準値以下が0.02%、昼夜とも基準値超過が0.8%となりました。

道路種類別の面的評価の結果（戸数）

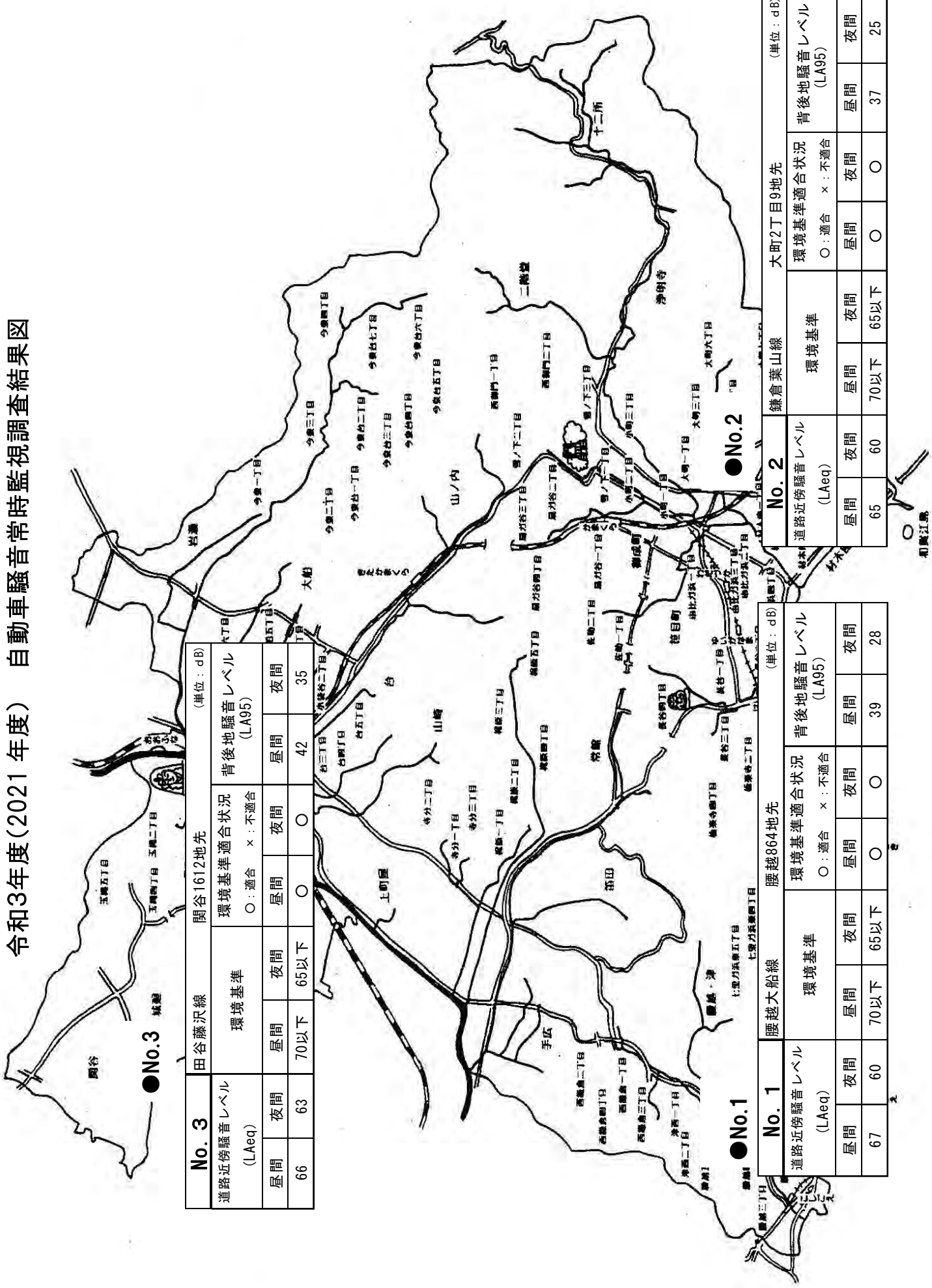
道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)					面的評価結果 (非近接空間)				
	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 値 と も 下 ① (戸)	基 準 値 以 下 ② (戸)	基 準 値 以 下 ③ (戸)	基 準 値 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 値 と も 下 ① (戸)	基 準 値 以 下 ② (戸)	基 準 値 以 下 ③ (戸)	基 準 値 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 値 と も 下 ① (戸)	基 準 値 以 下 ② (戸)	基 準 値 以 下 ③ (戸)	基 準 値 超 過 ④ (戸)
一般国道	1,049	930	25	0	94	353	275	21	0	57	696	655	4	0	37
都道府県道	12,020	11,864	51	3	102	4,704	4,581	42	0	81	7,316	7,283	9	3	21
全体(住居等戸数)	13,069	12,794	76	3	196	5,057	4,856	63	0	138	8,012	7,938	13	3	58

全体の住居等戸数は、重複計上を含みません。

道路種類別の面的評価の結果（割合）

道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)					面的評価結果 (非近接空間)				
	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)	基 準 値 と も 下 (%)	基 準 値 以 下 (%)	基 準 値 超 過 (%)
一般国道	88.7	2.4	0.0	9.0	77.9	5.9	0.0	16.1	94.1	0.6	0.0	5.3			
都道府県道	98.7	0.4	0.02	0.8	97.4	0.9	0.0	1.7	99.5	0.1	0.04	0.3			
全体(割合)	97.9	0.6	0.02	1.5	96.0	1.2	0.0	2.7	99.1	0.2	0.04	0.7			

令和3年度(2021年度) 自動車騒音常時監視調査結果図

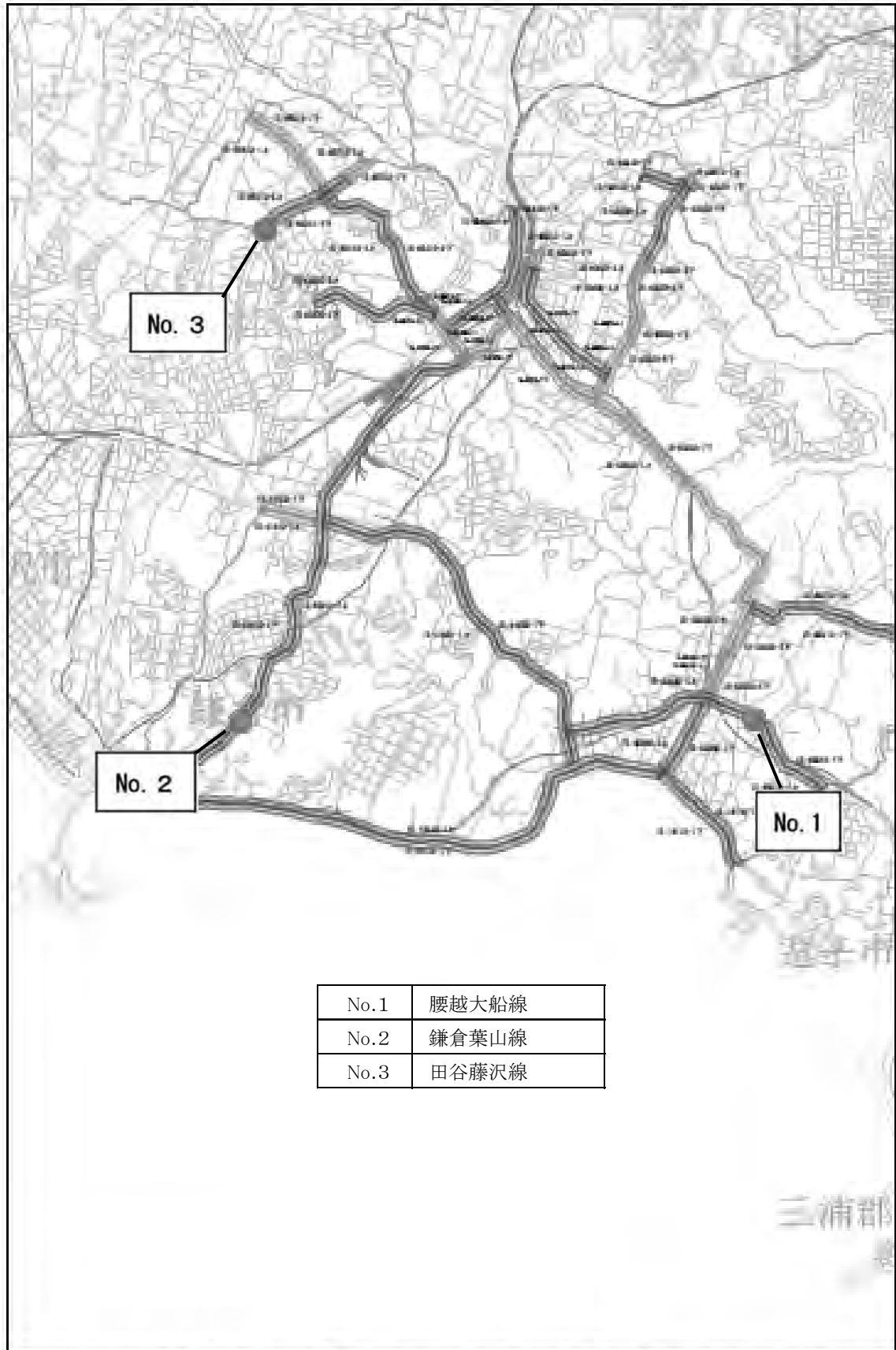


No. 3		田谷藤沢線		関谷1612地先		(単位: dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)	環境基準	環境基準適合状況	背後地騒音レベル (LA95)		昼間	夜間	
昼間 66	夜間 63	70以下	65以下	○	42	35	
		○	○	○			

No. 1		腰越大船線		腰越864地先		(単位: dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)	環境基準	環境基準適合状況	背後地騒音レベル (LA95)		昼間	夜間	
昼間 67	夜間 60	70以下	65以下	○	39	28	
		○	○	○			

No. 2		鎌倉葉山線		大町2丁目9地先		(単位: dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)	環境基準	環境基準適合状況	背後地騒音レベル (LA95)		昼間	夜間	
昼間 65	夜間 60	70以下	65以下	○	37	25	
		○	○	○			

位置図（騒音測定地点、評価区間）
縮尺率 1:50,000



No.1	腰越大船線
No.2	鎌倉葉山線
No.3	田谷藤沢線

この地図の作成にあたっては、国土地理院との承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。（承認番号 平18第1号、図25000-2号）

位置図（調査測定地点、評価区間）
縮尺率 1:50,000



この地図の作成にあたっては、国土院の承認を得て、国土地理院の承認を得て、国土地理院の数字地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。（承認番号 平15地認授、第222号）

(5) 環境騒音調査

本市では、市内全域の一般地域における騒音の実態を把握するために、市内23地点を選定し、環境騒音調査を実施しています。

このうち令和3年度(2021年度)は昼間4地点、夜間2地点で測定を行いました。

ア 調査日

令和3年(2021年)12月9日の1日間

イ 測定機器

騒音計(リオンNL-42)

騒音計用プリンター(リオンDPU-414)

ウ 調査方法

日本工業規格Z8731及び騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月)を、本市の環境騒音の実態に応じて準用しました。評価の基準には環境基準を用いて、各調査地点及び行政地域ごとの等価騒音レベルにより評価しました。

(7) 調査時間と回数

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき1回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(4) 測定方法

一般地域の人間活動に伴い発生する騒音を対象として、1地点につき10分間の等価騒音レベル等の測定施しました。

(ウ) 支配音源の種類

音源の種類	発生源の概要
1 自動車音	自動車に起因する音
2 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の音(人の話し声、自転車音、子どもの遊び声など)
3 工場、事業所等の音	工場や事業所などに起因する音(商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店などから発生する騒音を含む)
4 家庭音	家庭内の生活活動に起因する音(話し声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴き声、家庭機器音など)
5 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音など自然に起因する音
6 特殊音	航空機、鉄道、建設作業などに起因する音
7 その他の音	特定できるが、上記の分類に入らない音
8 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

エ 調査結果

本年度の昼間では、調査地点4地点のすべてが環境基準を満足(達成状況100%)していました。また、夜間では、調査地点2地点とも環境基準を満足(達成状況100%)していました。

(i) (基準時間帯:昼)一般地域A及びB類型 [専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)]

No.	調査地点	区域 類型	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
6	寺分 461-2	深沢 B	52.8	50.3	44.1	40.6	39.7	76.2	65.3	48.4	55	○	1,2,4,5,6,7
7	笛田 5-10	深沢 B	50.8	49.4	44.0	40.6	40.1	73.9	65.1	46.1	55	○	1,2,4,5,7

※調査地点は当該住所付近で行っています。

(ii) (基準時間帯:昼)一般地域C類型 [相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)]

NO.	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
19	常盤 111-3	深沢 C	59.1	57.0	50.8	47.3	46.5	83.2	74.8	55.4	60	○	1,2,6,7
20	笛田 1-6-12	深沢 C	53.3	50.5	44.3	42.2	41.8	75.9	65.6	48.1	60	○	1,2,3,4,5

※調査地点は当該住所付近で行っています。

(iii) (基準時間帯:夜)一般地域A及びC類型 [専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)]

	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
7	笛田 5-10	深沢 B	42.0	41.3	37.3	33.5	33.1	66.4	53.7	38.6	45	○	1,2,4
19	常盤 111-3	深沢 C	52.1	50.1	44.0	41.3	40.7	75.1	61.0	47.3	50	○	1,2,6,7

※調査地点は当該住所付近で行っています。

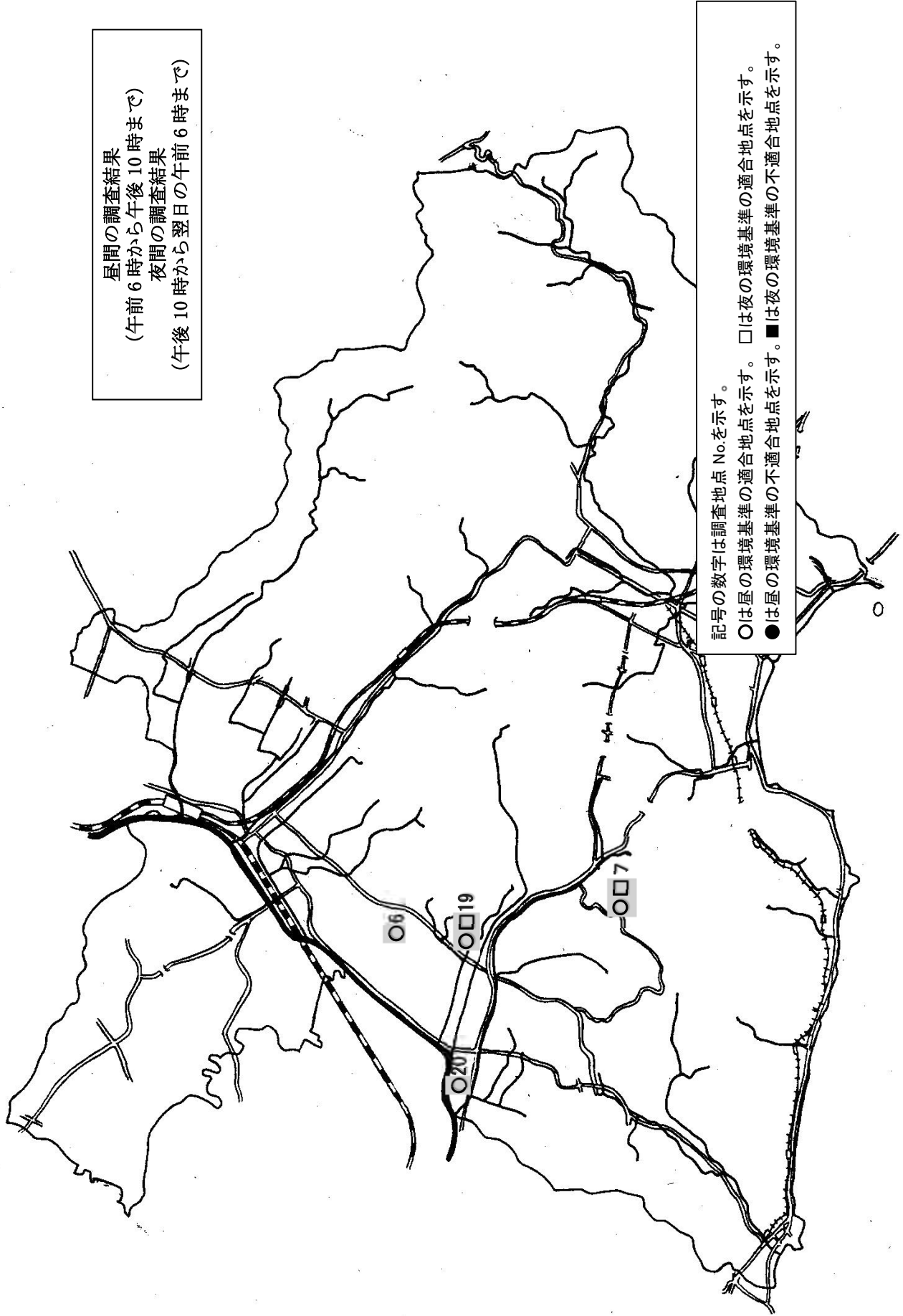
(iv) 行政地域・類型別環境基準達成割合

環境基準類型		A及びB類型					C類型				
行政地域		鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域	鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域
調査地点数(カ所)	昼	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-
	夜	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
環境基準超過調査地点数(カ所)	昼	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-
	夜	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-
行政地域別環境基準達成割合(%)	昼	-	-	100	-	-	-	-	100	-	-
	夜	-	-	100	-	-	-	-	100	-	-

* 行政地域別環境基準達成割合

行政地域毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

令和3年度(2021年度)環境騒音調査結果図



第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下

(1) 地盤沈下調査

地盤沈下は環境基本法に定められた典型七公害のひとつですが、他の公害と異なり目に見える変化は少なく、社会的認識に乏しい公害といえます。しかし、一度被害が生じると原状回復は非常に困難であり、社会的にも大きな影響をもたらします。地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生じるとするのが定説となっています。対策としては、工業用水法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例で地域指定し、地下水採取について規制を行っています。

本市は県の条例で指定地域の周辺の地域と定められ、昭和52年(1977年)から柏尾川周辺の工業地域を中心に水準測量調査を行っています。令和3年度(2021年度)の調査は、14地点で測量を行いました。

なお、平成25年度(2013年度)より地盤沈下調査は隔年にて実施されることとなったため、平成26年度(2014年度)、平成28年度(2016年度)、平成30年度(2018年度)及び令和2年度(2020年度)の調査は実施していません。

令和3年度(2021年度)の調査結果として、調査対象地域内において、有効水準点14地点のうち14地点で沈下が確認されました。令和2年(2020年)1月1日から令和4年(2022年)1月1日までの2年間変動量は -5.5mm~-11.6mmでした。(令和3年度の現地踏査にてBM.13の亡失が確認されたため。有効水準点が15地点から14地点になりました。)

用語の説明

水準測量・・・土地の高さ(標高)を精密に測定するため、調査対象区域に水準点を定め測量することをいいます。これは、各種測量の高さに基準を与えるとともに、地盤沈下の実態の解明や、地震予知の基礎資料の提供に大きく貢献しています。水準点は300~500メートル間隔に金属標または石標を配置し、水準儀及び標尺を用いて日本水準原点(国内の高さの基準となる点として、東京都千代田区永田町にある。)及びこれに準ずる水準基点の高さと順次比べて高低差を求めます。

変動・・・例えば、平成25年度(2013年度)の変動量とは、同一水準点における平成26年(2014年)1月1日の標高値と平成25年(2013年)1月1日の標高地の差をいいます。

ア 水準点位置

水準点番号	設置箇所	所在地	備考
F-49	藤沢市立高谷小学校	藤沢市高谷9-1	藤沢市水準点
I 5360-1	手広なのはな公園(国家水準点)	鎌倉市手広一丁目41番8	H25年10月移転
1	(株)神戸製鋼所藤沢工場	藤沢市宮前字裏河内100番地	変更なし
2	三菱電機(株)鎌倉製作所	鎌倉市上町屋325番地	変更なし
4	県立大船フラワーセンター	鎌倉市岡本1018番地	変更なし
5	デンカ(株)大船工場	鎌倉市台二丁目13番1号	変更なし
7	三菱電機(株)情報技術総合研究所	鎌倉市大船五丁目1番1号	変更なし
BM.3	玉縄橋横歩道横	鎌倉市岡本字耕地1010番地1先	変更なし
仮BM.4	新富岡橋前歩道 (BM.4 大和橋横歩道横 亡失)	鎌倉市岡本一丁目8-5地先	平成25年度設置
BM.11	山崎浄化センター横歩道	鎌倉市山崎字上河内589番地5先	変更なし
BM.12	神鋼橋横歩道	鎌倉市寺分字堅畑214番地60先	変更なし
BM.13	深沢派出所横歩道	鎌倉市笛田字上耕地163番地2先	令和3年度亡失
BM.18	大船体育館	鎌倉市台三丁目390番1号	変更なし
BM.306	玉縄小学校	鎌倉市玉縄一丁目860番地	変更なし
BM.307	大船行政センター	鎌倉市大船二丁目1番26号	変更なし
T-56	芝浦メカトロニクス(株)	横浜市栄区笠間二丁目5番1号	変更なし

イ 地盤沈下調査水準測量成果表

調査場所		項目	平成30年 1月1日	平成31年 1月1日	令和2年 1月1日	令和3年 1月1日	令和4年 1月1日
I 5360-1 手広	手広なのはな公園	標高(m)	7.9035	—	7.8986	—	7.8912
		変動量(mm)	-7.8	—	-4.9	—	-7.4
1 藤沢市宮前	(株)神戸製鋼所 藤沢工場	標高(m)	7.9686	—	7.9631	—	7.9563
		変動量(mm)	-7.1	—	-5.5	—	-6.8
2 上町屋	三菱電機(株) 鎌倉製作所	標高(m)	8.2409	—	8.2359	—	8.2243
		変動量(mm)	-5.9	—	-5.0	—	-11.6
4 岡本	県立フラワーセン ター大船植物園	標高(m)	7.5865	—	7.5795	—	7.5717
		変動量(mm)	-5.5	—	-7.0	—	-7.8
5 台	デンカ(株) 大船工場	標高(m)	9.3987	—	9.3908	—	9.3817
		変動量(mm)	-5.5	—	-7.9	—	-9.1
7 大船	三菱電機(株)情報 技術総合研究所	標高(m)	10.4376	—	10.4286	—	10.4189
		変動量(mm)	-6.1	—	-9	—	-9.7
BM. 3 岡本	玉縄橋横歩道	標高(m)	10.2058	—	10.1985	—	10.1924
		変動量(mm)	-5.4	—	-7.3	—	-6.1
仮BM. 4 岡本	新富岡橋横歩道	標高(m)	10.3920	—	10.3849	—	10.3794
		変動量(mm)	-1.5	—	-7.1	—	-5.5
BM. 11 山崎	山崎浄化センター 横歩道	標高(m)	9.6236	—	9.6155	—	9.6084
		変動量(mm)	-6.5	—	-8.1	—	-7.1
BM. 12 寺分	神鋼橋横歩道	標高(m)	9.3496	—	9.3439	—	9.3377
		変動量(mm)	-6.7	—	-5.7	—	-6.2
BM. 13 笛田	深沢派出所横歩道	標高(m)	7.7733	—	7.7681	—	R3年度
		変動量(mm)	-7.4	—	-5.2	—	亡失
BM. 18 台	大船体育館	標高(m)	9.8901	—	9.8820	—	9.8744
		変動量(mm)	-3.6	—	-8.1	—	-7.6
BM. 306 玉縄	玉縄小学校	標高(m)	8.5291	—	8.5228	—	8.5148
		変動量(mm)	-5.6	—	-6.3	—	-8.0
BM. 307 大船	大船行政センター	標高(m)	9.1890	—	9.1818	—	9.1726
		変動量(mm)	-5.4	—	-7.2	—	-9.2
T-56 横浜市笠間	芝浦メカトロニク ス(株)	標高(m)	10.4127	—	10.4059	—	10.3987
		変動量(mm)	-1	—	-6.8	—	-7.2

平成25年度(2013年度)の測量成果：「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による地殻変動により、測量の基準である日本水準原点の原点数値の改正が行われました。算出した成果は、改正された原点数値に基づく成果「世界測地系(測地成果2011)」としました。

平成27年度(2015年度)の測量成果：平成25年度(2013年度)にて計算されたI 5360-1とT-56の標高(固定点とする)を基準に計算を行いました。また、測量が各年の実施となったことから、2年間の変動量となっています。

ウ 水準測量調査集計表

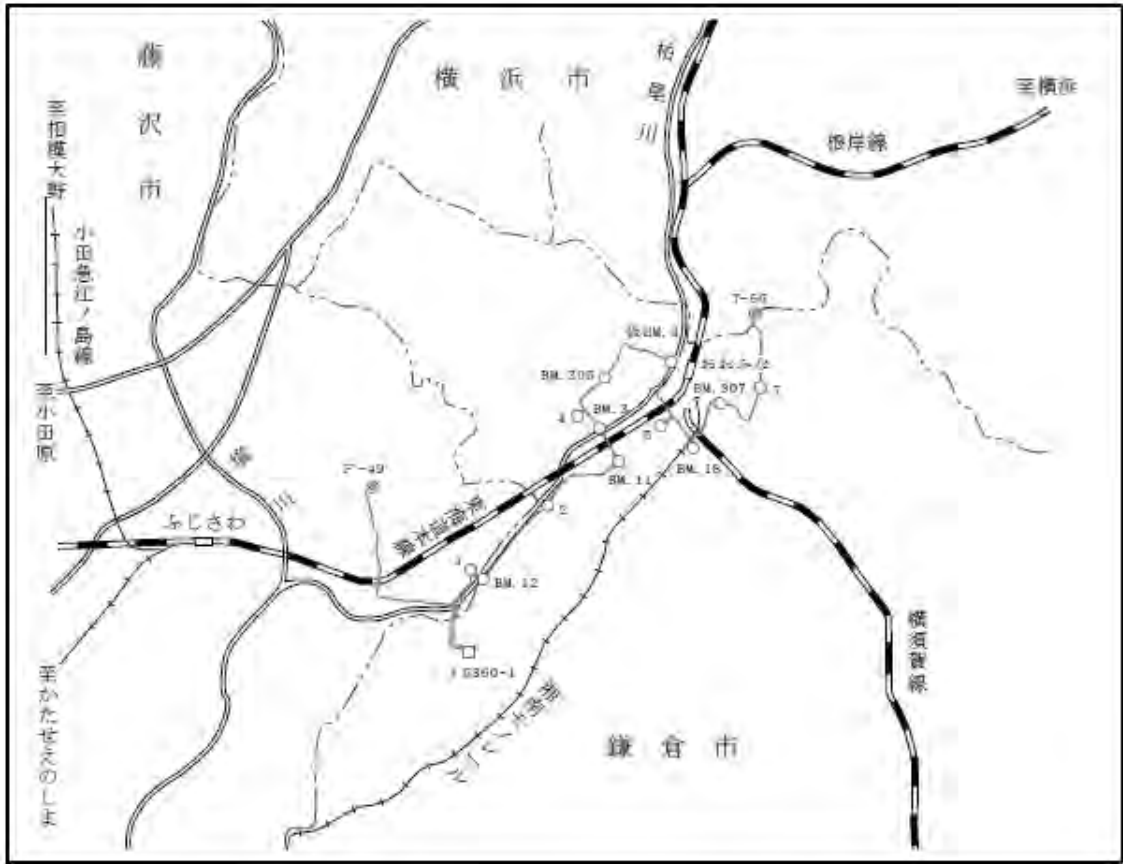
調査水準点数	14	測量延長 (km)	9.749
有効水準点数	14	調査面積 (km ²)	6.423
沈下水準点数	14	沈下面積 (km ²)	6.423
5mm未満	0	5mm未満	0
5mm以上 10mm未満	14	5mm以上 10mm未満	6.311
10mm以上 15mm未満	0	10mm以上 15mm未満	0.112
15mm以上	0	15mm以上	0
不動水準点数	0		
隆起水準点数	0	隆起面積 (km ²)	0.000
5mm未満	0	5mm未満	0
5mm以上 10mm未満	0	5mm以上 10mm未満	0
10mm以上	0	10mm以上	0

区分	所在地	水準点番号	変動量 (mm)
2年間最大沈下点	鎌倉市上町屋325	2	-11.6
最近6年間の累積最大沈下点	鎌倉市大船五丁目1-1	7	-24.8
調査開始(昭和52年)以来の 累計最大沈下点	鎌倉市大船五丁目1-1	7	-211.5

2年間沈下量上位5地点

順位	所在地	水準点番号	沈下量(mm)
1	上町屋325	2	-11.6
2	大船五丁目1-1	7	-9.7
3	大船二丁目1-26	BM.307	-9.2
4	台二丁目13-1	5	-9.1
5	玉縄一丁目860	BM.306	-8.0

令和3年度(2021年度)調査対象位置図



鎌倉市環境調査データ集（令和3年度(2021年度)）

編集・発行

令和4年（2022年）10月

鎌倉市環境部環境保全課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話（代表） 0467-23-3000

ダイヤルイン 0467-61-3443

FAX 0467-23-8700